

幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の期限付き特例に関する 論点について（意見の整理）

前提

（本特例の目的）

- 今回の特例措置は、保育教諭等の資格の特例期間中において、①新たな幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入の観点から、②保育士資格のみを有する保育士に対して、③保育士資格としての勤務経験を評価して、④幼稚園教諭免許状を取得する要件を軽減させるもの。別紙 1

○ 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）

附 則

- 19 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項に規定する保育士の登録をしている者であつて学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するものに対して教育職員検定により幼稚園の教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、認定こども園法一部改正法の施行の日から起算して五年を経過するまでの間は、第六条第二項の規定にかかわらず、当該基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数及び当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数として文部科学省令で定めるものによるものとする。（略）

（参考）

- 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）

（職員の資格）

- 第十五条** 主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭及び講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）は、幼稚園の教諭の普通免許状（略）を有し、かつ、児童福祉法第十八条の十八第一項の登録（略）を受けた者でなければならない。

附 則

（保育教諭等の資格の特例）

- 第五条** 施行日から起算して五年間は、新認定こども園法第十五条第一項の規定にかかわらず、幼稚園の教諭の普通免許状（略）を有する者又は児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第十八条の十八第一項の登録（略）を受けた者は、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭又は講師（保育教諭に準ずる職務に従事するものに限る。）となることができる。

(基礎資格＝特例の対象者)

①保育士の登録をしている者

かつ

②学士の学位又は短期大学士の学位その他の文部科学省令で定める基礎資格を有するもの

○ 基礎資格については、保育士資格を有することに加え、「幼保連携型認定こども園制度の円滑な導入」及び「大学における教員養成原則」の双方を踏まえ、

①学士の学位を有する者

②短期大学士の学位を有する者

③その他（専修学校卒業生など学士及び短期大学士のいずれも有していない者）

の区分で、それぞれ、在職年数、要修得単位数及びその内容を検討することとする。

別紙 2

①学士の学位を有する者

→ 在職年数 + 単位の修得 = 一種免許状

②短期大学士の学位を有する者

→ 在職年数 + 単位の修得 = 二種免許状

③その他（専修学校を卒業した者等）

→ 在職年数 + 単位の修得 = 二種免許状

(学力及び実務の検定)

③基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した最低在職年数 (実務の検定)

④当該基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数 (学力の検定)

0. 全体にかかる事項について

(第1回検討会議での主な意見)

- 幼保連携型認定こども園において、満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児に対して学校教育が保障されることは重要であり、そのことを担保するために、どのような内容を学ぶことが必要か、ということが議論されるべき。幼保連携型認定こども園において幼稚園教諭の免許状が必要とされる意味を確認しておくことが必要。
- 幼保連携型こども園の位置づけ、幼保連携型認定こども園における学校教育と児童福祉の在り方、求められる専門性については、どこかで議論がなされるべき。
- OECDの保育の質レポート(OECD(2012)、Quality Matters in Early Childhood Education and Care: Japan 2012)別紙3が出されたが、小学校以上の教員の給与体系と幼児・乳幼児の専門家の給与体系の格差が最も大きいのが日本であり、今後、保育教諭が他の学校種と同等の「教諭」として位置づけられていくことが極めて重要。
- 特例に係る単位の検討とあわせて、園内研修など、免許状を取得した後の研修の在り方についても、議論していくことが必要。
- 将来的な保育教諭の資格要件を念頭に置きながら議論を進める必要があるが、大学において、キャップ制など単位の実質化が求められていることを踏まえると、特例の要件は安易であっても過剰であってもよくない。
- 5年の特例期間が経過した後の資格の在り方について見通しを持って検討をする必要がある。
- 各大学における講座の開設や新たに教員免許更新制の対象となる保育教諭に対する制度周知等も事務的に詰めておく必要がある。

1. 実務の検定について

【基礎資格を取得した後文部科学省令で定める職員として良好な成績で勤務した最低在職年数】

(論点 1)

- それぞれの基礎資格を有する者に対して、どの程度の在職年数を求めることとするか。
 - ① 学士の学位を有する者
 - ② 短期大学士の学位を有する者
 - ③ その他（保育士資格を有する者で、学位及び短期大学士のいずれも有していない者）

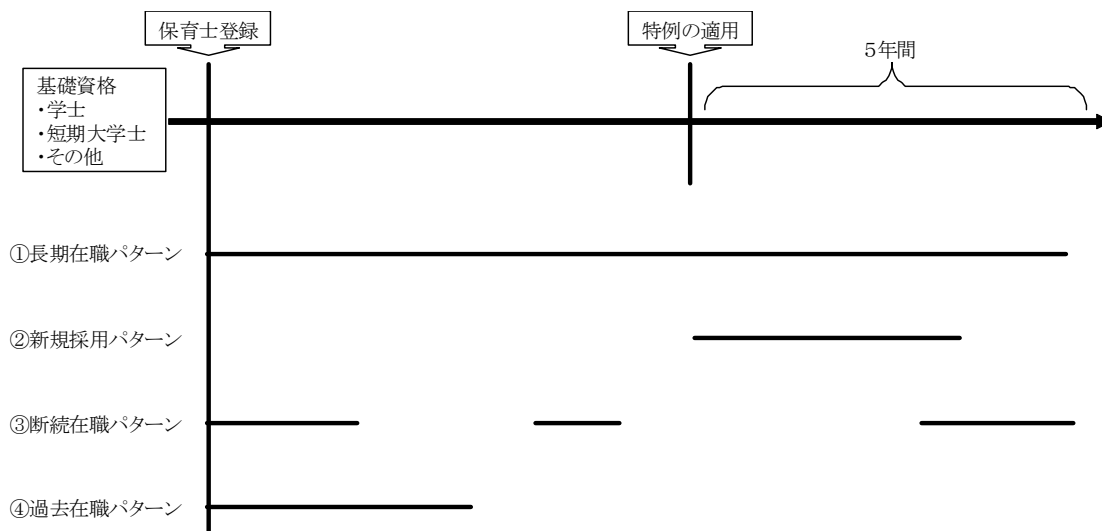
(第1回検討会議での主な意見)

- 上位の免許状を取得する場合（上進）の在職年数ではなく、隣接校種の免許状を取得する場合の在職年数と同等に考えていくことが適当ではないか。
- 現実に働きながら資格を取得していくという困難性も踏まえ、特例期間である5年間の範囲で、新卒採用も含め、漏れなく免許状を取得できるように配慮することが必要。



(意見を踏まえて考えられ得る在職年数)

- 隣接校種の免許状を取得する際や学校栄養職員が特例により栄養教諭免許状を取得する際に求められる在職年数である「3年」を標準として、学歴要件等を加味していったらどうか。別紙4
- また、保育士の勤務実態を踏まえ、1ヶ月当たり120時間以上の勤務時間という条件を付したらどうか。別紙5
- また、保育士登録をしている者に対しては、過去の在職年数も認めることとしてよいか。（隣接校種の免許状取得に係る教育職員検定の場合は、過去の在職年数でも認めている。）



(論点2)

- 認可保育所は、保育所保育指針（平成20年厚生労働省告示第141号）に基づき「教育」も行っていることから、評価すべき在職年数としては、認可保育所の保育士としての在職年数が適当と思われるが、その他の児童福祉施設における保育士としての勤務経験はどのように考えたらよいか。別紙6

(第1回検討会議での主な意見)

- 保育所であっても、0～2歳児を担当する経験と、3～5歳児を担当する経験とは、かなりの開きがあるため、その開きを加味するか、全く関係ないとするか、ということがある。
- 教員の資格については、幼稚園教諭免許状、小学校教諭免許状など、学校の種類ごとにその専門性が整理されていることを踏まえると、特例においては、幼児に関する勤務経験年数を原則としつつも、保育所保育指針に基づき保育を提供する施設における在職年数を加味していくことが適当ではないか。
- 幼保統一の就学前カリキュラムの作成も進んできている現状を踏まえると、「遊びを通しての教育的な働きかけをしている施設」という前提を加味したらどうか。
- 対象施設を年齢だけで区切ると、保育士が持っているニーズに対応した専門性を狭める恐れもあり、学校教育も特別支援教育や介護等体験が求められていることを踏まえると、多少緩やかに捉えていってもよいのではないか。
- 認可外ではあるが保育所保育指針に基づいている保育所等について、できるだけ差別がないように線引きをすることについて、今後議論が必要。



(意見を踏まえて考えられ得る施設)

- 例えば、以下のような要件を満たす施設における保育士としての勤務経験については、評価すべき在職年数として考慮したらどうか。
 - ① 保育所保育指針（又は幼稚園教育要領）に基づき教育・保育を実施していること
 - ② 小学校就学前の幼児を対象としていること
 - ③ 一定規模の集団により継続的に教育・保育を行うことを目的としていること

※幼稚園は学級を編成することとされており、幼稚園における教育は、一定規模の集団により教育・保育を行うことが前提。

- ④ 上記①～③を担保する行政監督（許認可等）の仕組みがあること

(児童福祉施設の概要等)

施設		施設の概要	施設数・保育士数
認可保育所	保育所（小規模保育所、夜間保育所を含む。）	①保育指針：「保育所保育指針に従う」 ②対象：小学校就学の始期に達するまでの者（乳児、幼児） ③規模：60人以上 ※小規模保育所及び夜間保育所は20人以上 ④許認可等：都道府県知事への届出・認定等	施設数：23,711 ※24.4.1現在 保育士数：377,792 ※23.10.1現在
認可外保育施設	認定こども園（幼稚園型、地方裁量型）の保育機能部分	①保育指針：「幼稚園教育要領及び保育所保育指針に基づかなければならない」 ②対象：満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児（幼稚園型）、小学校就学の始期に達するまでの者（地方裁量型） ③規模：10人以上（満3歳未満）、学級担任制（満3歳以上） ④許認可等：都道府県知事の認定等	施設数：303 ※24.4.1現在 保育士数：統計なし
	へき地保育所（「平成23年度子育て支援交付金の交付対象事業等について（雇児発0930第1号）」対象保育所）	①保育指針：「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」の精神を尊重 ②対象：児童（満18歳に満たない者） ③規模：1日当たり平均入所児童数が10人以上 ④許認可等：市町村の指定	施設数：529 保育士数：1,539 ※23.10.1現在
	その他保育所	○①～④については、各自治体、保育所によって基準は様々。 ○一方、幼稚園に併設される認可外保育施設のほか、「認可外保育施設指導監督基準」（平成13年3月29日厚労省雇児局発第177号）や各都道府県による認証制度により、一定程度の保育の質が確保されているものもある。別紙7、別紙8	【指導監督基準を満たしている施設】 施設数（推計）：3,562 保育士数（推計）：10,643 ※23.3.31現在
その他の児童福祉施設		別紙4参照	施設数：9,848 保育士数：16,673 ※23.10.1現在
家庭的保育事業		①保育指針：適用なし ②対象：小学校就学の始期に達するまでの者 ③規模：5人以下 ④許認可等：特になし	家庭的保育者数：3,285 保育士数：家庭的保育者の約93% ※23.4現在

- また、幼稚園教育要領に基づく幼稚園の預かり保育担当として、保育士資格のみを有する者が、幼稚園に勤務する場合があるが、これらの職員が幼稚園教諭免許状の取得を目指す場合はどのように考えたらよいか。

【参考】幼稚園教育要領（平成 20 年 3 月）

第 1 章 総則

第 3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など

幼稚園は、地域の実態や保護者の要請により教育課程に係る教育時間の終了後等に希望する者を対象に行う教育活動について、学校教育法第 22 条及び第 23 条並びにこの章の第 1 に示す幼稚園教育の基本を踏まえ実施すること。また、幼稚園の目的の達成に資するため、幼児の生活全体が豊かなものとなるよう家庭や地域における幼児期の教育の支援に努めること。

2. 学力の検定について

【基礎資格を取得した後大学その他の文部科学省令で定める機関において修得することを必要とする最低単位数】

(論点3)

- それぞれの基礎資格を有し、かつ、勤務経験がある者に対して、大学等において、どのような内容を、どの程度修得することを求めることとするか。 **別紙9**
- ① 学士の学位を有する者
 - ② 短期大学士の学位を有する者
 - ③ その他（保育士資格を有する者で、学位及び短期大学士のいずれも有していない者）

(第1回検討会議での主な意見)

- 現在の幼稚園教育要領や幼小連携等を見越した学校教育としての体系、生徒指導等の在り方に関わる内容、教育公務員としての在り方については学ぶことが必須ではないか。
- 幼稚園教育の核となる環境を通しての教育、遊びを通しての総合的指導の徹底という観点からの学修が適切ではないか。
- 学校の教員としての自覚を持つための科目や、保育士課程では必ずしも学ばない日本国憲法、情報機器の操作は学んでもらう必要があるのではないか。
- 幼保連携型認定こども園の保育教諭は、「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について（答申）」における「学び続ける教員像」を踏まえた学び方を学ぶことが必要となるのではないか。 **別紙10**

(意見を踏まえて考えられ得る内容)

以下の科目も含め、必ず学ぶことが必要な内容は何か。また、制度創設に伴う特例であることも踏まえると、保育士養成課程における学びや保育士としての勤務経験等によって、既に獲得されているとみなすことが可能な内容は何か。

- 幼稚園教育要領や幼小連携等を見越した学校教育としての体系に係る内容
 - ・「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」
 - ・「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」
 - ・「教育課程の意義及び編成の方法」
- 生徒指導等の在り方に関わる内容
 - ・「教育相談」

○ 教育公務員としての在り方に関する内容

- ・「教職の意義及び教員の役割」
- ・「教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。）」

○ 環境を通しての教育、遊びを通しての総合的指導に関する内容

- ・「保育内容の指導法」（健康、人間関係、環境、言葉、表現）

○ 日本国憲法、情報機器の操作に関する内容

・ 日本国憲法

※ 免許法制定時（昭和 24 年）から、一般教養科目として修得を要することとされている科目。（平成 3 年に大学設置基準が大綱化され「一般教育科目」、「外国語科目」、「専門教育科目」等の区分が廃止された後も、教員免許状を取得しようとする学生は、日本国憲法を必ず履修することとされた。）

・ 情報機器の操作

【新たな時代に向けた教員養成の改善方策について（平成 9 年 7 月、教育職員養成審議会・第 1 次答申）】

○ 国際化・情報化の進展を踏まえ、科目「外国語コミュニケーション」及び「情報機器の操作」（それぞれ仮称、各 2 単位）の履修を施行規則第 66 条の 4 において義務付けることとする（日本国憲法及び体育の扱いと同様のものとして制度化する。）。

特に後者に関しては、学校教育に情報化の波が押し寄せている現実を踏まえると、教員にとってコンピュータの基礎的な操作能力は不可欠であり、養成段階において教員を志願する者全員に必要な内容を適切に修得させることが必要である。その際、ハード・ソフトの両面における技術革新等に対応し、教職課程における教育内容を適宜工夫改善する必要がある。

- ・ 教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

※幼稚園教諭養成課程における授業科目のシラバスの例 **別紙 1 1**